

川口市既存建築物耐震改修等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川口市耐震改修促進計画に基づき、第2条第2項第三号から第七号に掲げる建築物の耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事、建替え設計、建替え工事及び除却工事を実施するにあたり、これに要する費用の一部を補助することにより、建築物の耐震化を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱は社会資本整備総合交付金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱（以下「緊促制度要綱」という。）及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（以下「緊促交付要綱」という。）に基づき行われる次の各号に定められた事業（以下「補助対象事業」という。）に要する費用を補助する事業をいう。

一 耐震診断事業

二 耐震改修又は建替えの設計（以下「耐震改修設計・建替設計事業」という。）

三 耐震改修又は建替えの工事（擁壁の耐震改修を除く）（以下「耐震改修工事・建替工事事業」という。）

四 除却の工事（擁壁の除却の工事を除く）（以下「除却工事事業」という。）

2 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 施行者

第1項各号に掲げる事業を行う建築物の所有者等をいう。

二 所有者等

所有権、地上権及び賃借権を有する者（国、地方公共団体又は独立行政法人等を除く）をいう。

三 多数の者が利用する建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）

第14条第一号に掲げる学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム等の建築物をいう。

四 緊急輸送道路閉塞建築物

川口市耐震改修促進計画にて記載されている緊急輸送道路の沿道にある建築物のうち、

多数の者が利用する建築物で、法第14条第三号の要件を満たすものをいう。

五 耐震化促進建築物

法第14条第三号に規定する建築物のうち、その敷地に接する道路が、埼玉県建築物耐震改修等補助制度要綱に規定する重点23路線（国道122号線）である建築物で、3以上の階数を有する木造以外のものをいう。

六 要緊急安全確認大規模建築物

法附則第3条第1項に規定する建築物をいう。

七 マンション

共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。

（事業要件）

第3条 第2条第1項の補助対象事業は、次に掲げる要件を満たしたものでなければならない。

一 所有者等が行うものであること。

二 交付申請書の提出日の属する年度の3月15日までに完了するものであること。

三 耐震診断事業及び耐震改修設計・建替設計事業については、次のいずれかの者が行うものであること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する一級建築士

イ その他市長がアに掲げる者と同等の能力を持つと認めた者

四 耐震改修工事・建替工事事業・除却工事事業については、次のいずれかの者が行うものであること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者

イ その他市長がアに掲げる者と同等の能力を持つと認めた者

五 市長が必要と認めた場合は、耐震判定委員会等の評価を得たものであること。

六 対象とする建築物は、次に掲げる要件を満たしたものであること。

ア 川口市内の建築物であること。

イ 耐震診断事業にあつては第2条第2項第三号から第五号及び七号に掲げる建築物であること。

ウ 耐震改修設計・建替設計事業にあつては第2条第2項第五号及び第六号に掲げる建築物であること。

エ 耐震改修工事・建替工事業にあっては第2条第2項第五号から第七号に掲げる建築物であること。ただし、第七号については耐震改修の工事に限る。

オ 除却工事業にあっては第2条第2項第五号に掲げる建築物であること。

カ 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建築物であること。

キ 第2条第1項第二号から四号の事業の対象とする建築物は、I s 値（構造耐震指標）が0.6未満又はこれと同等の耐震性能であること。

ク 第2条第1項第二号及び三号の事業のうち建替えの対象とする建築物はI s 値（構造耐震指標）が概ね0.3未満の耐震性能であること。

ケ 第2条第1項第二号の事業のうち建替え後の建築物は、この要綱に基づく補助申請を提出する時点において、建築基準法第6条又は第6条の2に基づく建築確認申請を提出していないものであること。

コ 第2条第1項第三号の事業のうち建替え後の建築物は、原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）に適合すること。

2 この補助金の交付を受けた建築物の施行者は、再度当該建築物においてそれぞれの事業でこの補助金を受けることはできない。

（補助金の額）

第4条 耐震診断事業に係る補助金の額及び耐震診断に要する費用は、次の各号に定める額とする。

一 多数の者が利用する建築物の補助金の額は、耐震診断に要する費用の3分の2以内の額とし、かつ、150万円を限度とする。

二 緊急輸送道路閉塞建築物の補助金の額は、耐震診断に要する費用の3分の2以内の額とし、かつ、300万円を限度とする。

三 耐震化促進建築物の補助金の額は、耐震診断に要する費用の6分の5以内の額とする。

四 マンションの補助金の額は、耐震診断に要する費用の3分の2以内の額とし、かつ、住宅の戸数に5万円を乗じた額（その額が150万円を超える場合は150万円）を限度とする。

五 前各号の耐震診断に要する費用は、国交付要綱附属第Ⅲ編第1章第イ・ロー16—

(12) —①第2項第三号及び緊促交付要綱第3第2項第四号に定める費用を限度とする。

2 耐震改修設計・建替設計事業に係る補助金の額（以下「設計事業費補助金額」という。）及び耐震改修設計・建替設計に要する費用（以下「改修等設計費」という。）は、次の各号に定める額とする。

一 要緊急安全確認大規模建築物の設計事業費補助金額は、改修等設計費の3分の2以内の額とし、かつ、第4項に定める額を限度とする。

二 耐震化促進建築物の設計事業費補助金額は、改修等設計費の3分の2以内の額とする。

三 改修等設計費は、3,300円/㎡を限度とする。

3 耐震改修工事・建替工事業又は除却工事業（耐震化促進建築物に限る。）に係る補助金の額（以下「工事業費補助金額」という。）及び耐震改修工事、建替工事又は除却工事に要する費用（以下「改修等工事費」という。）は次の各号に定める額とする。

一 要緊急安全確認大規模建築物の工事業費補助金額は、予算の範囲内において、改修等工事費の23.0%以内の額とし、かつ、第4項に定める額を限度とする。

二 耐震化促進建築物の工事業費補助金額は、予算の範囲内において、改修等工事費の2/3以内の額とする。

三 マンションの工事業費補助金額は、予算の範囲内において、改修等工事費の23.0%以内の額とし、かつ、住宅の戸数に45万円を乗じた額（その額が450万円を超える場合は450万円）を限度とする。

四 改修等工事費は、国交付要綱附属第Ⅲ編第1章第イ・ロー16—(12)—①第3項第四号ロ及び第4項第二号並びに緊促交付要綱第3第1項第三号イ及び第4項第四号に定める費用を限度とする。

4 第2項第一号及び前項第一号の補助金を合算した額は、1,300万円以内の額とする。

5 各事業の補助金の額は、予算の範囲内とし、1,000円未満を切り捨てるものとする。

（補助金交付の申請）

第5条 耐震診断事業を実施し、補助金の交付を受けようとする施行者は、事業着手の前に補助金交付申請書（様式1）に次に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない

い。

一 現況写真

二 案内図等（事業を行う土地の区域及び建築物の位置等を表示すること）

三 現況配置図及び現況平面図（補助対象建築物について、建築確認年月日、面積、補助対象部分を明示すること。）

四 関係図面（配置図、平面図、立面図、断面図、建築設備図及び昇降機等）

五 補助対象部分が昭和５６年５月３１日以前に建築確認を受けたことを証する書類

六 昭和５６年６月１日以降の増改築の状況を証する書類（増改築がある場合に限る。）

七 当該建築物の所有者等であることを証する書面（登記事項証明書）

八 建築物の所有権を有する者全員の同意を得たことを証する書面（建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号。以下「区分所有法」という。）第３条に規定する区分所有者の団体からの申請の場合を除き、補助対象建築物が共有物である場合に限る。）

九 区分所有者の集会等において、当該事業を実施する決議がなされたことを証する書類（区分所有法第３条に規定する区分所有者の団体からの申請の場合に限る。）

十 事業費欄の根拠となる書類（２者以上の見積書、積算書等）

十一 緊急輸送道路閉塞建築物又は耐震化促進建築物の場合においては、当該建築物の各部分の高さ並びにその敷地に接する道路の位置、幅員及び高さが確認できる立面図等

十二 その他市長が必要と認める書類

２ 耐震改修設計・建替設計事業を実施し、補助金の交付を受けようとする施行者は、事業着手の前に補助金交付申請書（様式２）に次に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

一 前項第一号から第十一号に掲げる書類

二 耐震診断結果報告書の写し（建替えの場合は、耐震診断の結果 I_s 値が概ね 0.3 未満であることを証する書類）

三 耐震診断が耐震判定委員会等の評価を得たものであることを証する書類の写し

四 その他市長が必要と認める図書

３ 耐震改修工事・建替工事事業及び除却工事事業を実施し、補助金の交付を受けようとする施行者は、事業着手の前に補助金交付申請書（様式３）に次に掲げる書類を添付し市

長に提出しなければならない。

- 一 第1項第一号から第十一号に掲げる書類
 - 二 前項第二号及び第三号に掲げる書類（除却工事以外の場合）
 - 三 耐震改修設計結果報告書の写し（耐震改修工事の場合）
 - 四 耐震改修設計が耐震判定委員会等の評価を得たものであることを証する書類の写し（耐震改修工事の場合）
 - 五 耐震改修設計図（耐震改修工事の場合）
 - 六 建替工事に係る建築基準法第6条第1項に規定する確認済証及び確認申請書の写し（建替工事の場合）
 - 七 省エネ基準に適合することが確認できる書類（建替工事の場合）
 - 八 その他市長が必要と認める図書
- 4 施行者は、第2条第1項各号に掲げる事業が複数年度にわたるものに係る初年度の補助金交付申請前に、当該事業に係る事業費の総額、事業完了の予定時期等について、全体設計承認申請書（様式4-1）を市長に提出することができる。なお、当該事業に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。
- 5 市長は、全体設計承認申請書を受理し、審査の上適当と認めた場合は、当該全体設計を承認し、施行者に通知（様式4-2）するものとする。
- 6 第1項、2項及び3項に規定する補助金の交付を申請しようとする施行者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

（補助金の交付）

第6条 市は、予算の範囲において、第2条第1項各号の事業の施行者に対し、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、補助金交付申請書を受理した場合、当該申請内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式5）により施行者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する際には、必要な条件を付することができる。

3 施行者は、補助金の交付の決定が通知されるまで、補助対象事業の実施に関する契約を締結してはならない。

4 市長は、第5条第6項ただし書きによる交付申請がなされたものについて、補助金の額の確定時点において消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した時点で、市長が当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることとなる旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(権利譲渡の禁止)

第8条 施行者は、補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(中間検査)

第9条 市長は、耐震改修工事・建替工事事業において、必要と認める場合は工程を指定し、中間検査を実施することができる。施行者は、市長が指定する工程において、中間検査申請書（様式6）に関係書類を添えて市長に中間検査の申請をしなければならない。

2 市長は、中間検査申請書を受理したときは、当該耐震改修又は建替工事が適切に行われているかどうか、速やかに中間検査を行うものとする。

3 市長は、前項の中間検査を行った結果、当該耐震改修工事又は建替工事が適切に行われていないと認める場合には、当該工事が適切に行われるよう施行者に指導するものとする。この場合において、施行者が指導に従わない場合は、補助金交付決定を取り消すことができる。

4 前各項に規定する場合のほか、市長は必要があると認めるときは、施行者に対し必要な指示を行い、報告を求め、又は建築物その他の物件若しくは設計図書等の書類を検査することができる。

(補助事業内容の変更)

第10条 施行者は、補助対象事業の内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書(様式7)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。市長は、補助金交付変更申請書を受理した場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付の変更を決定し、補助金交付決定変更通知書(様式8)により施工者に通知するものとする。

2 施行者は耐震改修工事・建替工事事業及び除却工事事業の内容を変更しようとするときは、次の各号によらなければならない。

一 補助金の額に変更を生じない場合の変更 施行者は、次に掲げる変更が生じ、それにより補助事業の内容が変わるときは事業内容の変更報告書(様式9)により市長に報告し指示を受けなければならない。

ア 補助の対象となる部分の面積、配置、構造、形状及び仕上げの変更

イ 事業工程の大幅な変更

ウ その他の申請内容の大幅な変更

二 補助金の額に変更を生じる場合の変更 施行者は、補助金交付変更申請書(様式7)により、市長の承認を受けなければならない。

市長は、補助金交付変更申請書を受理した場合、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付の変更を決定し、補助金交付決定変更通知書(様式8)により施行者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 施行者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに事業中止(廃止)承認申請書(様式10-1)を提出し、市長の承認(様式10-2)を受けなければならない。

(補助事業の完了日時の変更)

第12条 施行者は、事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと予想される場合は、速やかに完了期日変更報告書(様式11)により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の遂行)

第13条 施行者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法令に基づく市長の処分に従って事業を行わなければならない。

(遂行命令)

第14条 市長は、施行者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って事業を遂行していないと認めたときには、施行者にこれらに従って当該事業を遂行すべきことを命ずることができる。

(完了実績報告)

第15条 施行者は、事業が完了したときは（廃止の承認を受けたときも含む）、速やかに完了実績報告書（様式12）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 一 関係図面（配置図、平面図、立面図、断面図及び建築設備図等）
- 二 補助対象事業にかかわる契約書の写し
- 三 領収書の写し
- 四 耐震診断結果報告書の写し（第4条第1項の場合）
- 五 耐震診断が耐震判定委員会等の評価を得たものであることを証する書類の写し（第4条第1項の場合）
- 六 耐震改修設計結果報告書の写し（第4条第2項の場合）
- 七 耐震改修設計が耐震判定委員会等の評価を得たものであることを証する書類の写し（第4条第2項の場合）
- 八 耐震改修設計図（第4条第2項の場合）
- 九 耐震改修（建替）工事及び除却工事完了写真（第4条第3項の場合）
- 十 連絡者リスト（設計業者又は工事監理者、工事請負業者等）（第4条第3項の場合）
- 十一 その他参考となる資料

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条に掲げる完了実績報告書を受理した場合は、報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い適当と認めたときは補助金の額を決定し、補助金額確定通知書（様式13）により当該施行者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第17条 施行者は、前条に掲げる通知を受理した場合は、速やかに補助金交付請求書（様式14）により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(是正のための措置)

第18条 市長は、第15条の規定による完了実績報告書を受理した場合において、当該事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときには、これらに適合させるための措置を講じるよう施行者に命じることができる。

(補助金の経理)

第19条 施行者は、市の補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業の完了後5年間保存しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第20条 市長は、施行者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 虚偽の申請その他不正の行為により施行者となったとき。
- 二 虚偽その他の不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- 三 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- 四 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に対し重大な違反をし、かつ、是正のための命令に応じないとき。
- 五 その他市長が不適當と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第21条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式15）により制限を定めてその返還を命じることができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金が返還された場合、当該補助が国庫補助金の交付を受けたものである場合は、速やかに国への補助金を返還するための措置を講じるものとする。

(指導、監督)

第22条 市長は、第2条第1項各号の事業の施行者、耐震診断の診断者、耐震改修設計又は建替設計の設計者、耐震改修工事又は建替工事及び除却工事の施工者（以下「施工者等」という。）に対して、事業の計画又は施工の状況等に関する報告を求めることができる。

2 市長は、事業を実施している施工者等に対して、事業の適正な執行を確保するために必要な措置を命じ、又は必要な助言、勧告を行うことができる。

(実施の細目)

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

補助金交付申請書
(耐震診断事業)

川口市長 殿

施行者 郵便番号
住 所

氏 名
電 話

令和 年度の耐震診断事業について補助金の交付を受けたいので、川口市既存建築物耐震改修等補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係図書類を添えて、次のとおり申請します。

- | | | |
|---|--------------------|----------|
| 1 | 建築物の名称 | |
| 2 | 補助事業の目的及び内容 | |
| 3 | 補助事業の完了予定期日 | 令和 年 月 日 |
| 4 | 交付申請額 | 円 |
| 5 | 補助対象建築物の概要等 | 別紙1のとおり |
| 6 | 交付申請額の算出方法及び経費の配分等 | 別紙2のとおり |

別 紙 1 （補助対象建築物の概要等）

1 補助対象建築物の概要

建築物の名称			
所在地	地名地番		
	住居表示		
延べ面積	m ²	対象床面積	m ²
建築面積	m ²	階 数	地上 階 地下 階
構 造	造 一 部 造		
用 途	☐ 多数の者が利用する建築物 （主要用途： ）		
	☐ 緊急輸送道路閉塞建築物 （主要用途： ）		
	☐ 耐震化促進建築物 （主要用途： ）		
	☐ 要緊急安全確認大規模建築物 （主要用途： ）		
	☐ マンション （住戸数： ）		
建築確認	新築 年 月 日 第 号	増築等 年 月 日 第 号	
検査済証	新築 年 月 日 第 号	増築等 年 月 日 第 号	

2 緊急輸送道路閉塞建築物又は耐震化促進建築物の要件

耐震改修促進計画 への位置付け	☐ 川口市建築物耐震改修促進計画において、緊急輸送道路として位置付けられていること ☐ 重点23路線(国道122号線)であること	
緊急輸送 道路の閉塞	道路名：	幅員：
閉塞状況	閉塞する部分の高さ（ m）≧ 閉塞する部分から前面道路の境界線までの水平距離（ m） +前面道路の幅員に応じた数値※（ m）	

3 添付書類

- （1）現況写真
- （2）案内図等（事業を行う土地の区域及び建築物の位置等を表示すること）
- （3）現況配置図及び現況平面図（補助対象建築物について、建築確認年月日、面積、補助対象部分を明示すること。）
- （4）関係図面（配置図、平面図、立面図、断面図、建築設備図及び昇降機等）
- （5）補助対象部分が昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたことを証する書類
- （6）昭和56年6月1日以降の増改築の状況を証する書類
- （7）建築物の所有者等であることを証する書面（登記事項証明書）
- （8）建築物の所有権を有する者全員の同意を得たことを証する書面（建物の区分所有等に関する法

川口市既存建築物耐震改修等補助金交付要綱

律（昭和３７年法律第６９号。以下「区分所有法」という。）第３条に規定する区分所有者の団体からの申請の場合を除き、補助対象建築物が共有物である場合に限る。）

- （９）区分所有者の集会等において、当該事業を実施する決議がなされたことを証する書類（区分所有法第３条に規定する区分所有者の団体からの申請の場合に限る。）
- （１０）事業費欄の根拠となる書類（２者以上の見積書、積算書等）
- （１１）緊急輸送道路閉塞建築物又は耐震化促進建築物の場合においては、当該建築物の各部分の高さ並びにその敷地に接する道路の位置、幅員及び高さが確認できる立面図等
- （１２）その他市長が必要と認める書類

別 紙 2 (交付申請額の算出方法及び経費の配分等)

1 補助対象事業費の算出

事業費 (ア)		円
補助対象床面積 (イ)		m ²
面積1,000 m ² 以内の部分	面積限度額単価 (ウ)	円/m ²
	対象床面積 (エ)	m ²
	対象限度額 (オ) (オ) = (ウ) × (エ)	円
面積1,000 m ² を超えて、2,000 m ² 以内の部分	面積限度額単価 (カ)	円/m ²
	対象床面積 (キ)	m ²
	対象限度額 (ク) (ク) = (カ) × (キ)	円
面積2,000 m ² を超える部分	面積限度額単価 (ケ)	円/m ²
	対象床面積 (コ)	m ²
	対象限度額 (サ) (サ) = (ケ) × (コ)	円
面積限度額 (シ) (シ) = (オ) + (ク) + (サ)		円
第3者機関の判定等 (ス)		円
耐震診断に要する費用 (補助基本額) (セ) (ア) 又は (シ) + (ス) の少ない額		円

2 交付申請額の算出方法及び経費の配分

(単位：円)

項 目		事業費	A 補助基本額	B 補助率	C 交付申請額
耐震診断にかかる費用				2 / 3 (C)	
				D (補助限度額)	円
				申請額 C 又は D の少ない額	
総計	交付申請額				
	変更増△減額				

(注1) Aは、1 (セ) 欄の金額を記載すること

(注2) Bは、耐震化促進建築物に該当する場合は、「5/6」とすること

(注3) Dは、多数の者が利用する建築物の場合には「1,500,000 円」、緊急輸送道路閉塞建築物の場合には「3,000,000 円」、耐震化促進建築物の場合には「なし」、マンションの場合には住宅の戸数に5万円を乗じた額 (その額が1,500,000 円を超える場合は1,500,000 円) とすること

(注4) 変更申請の場合には、変更前の記載内容を上段 () 書きすること

(注5) 交付申請額は千円未満を切り捨てること

令和 年 月 日

補 助 金 交 付 申 請 書
(耐震改修設計・建替設計事業)

(あて先)
川口市長 殿

施行者 郵便番号
住 所

氏 名
電 話

令和 年度の耐震改修設計・建替設計事業について補助金の交付を受けたいので、川口市既存建築物耐震改修等補助金交付要綱第5条第2項の規定により、関係図書類を添えて、次のとおり申請します。

- | | | |
|---|--------------------|-------------------------|
| 1 | 建築物の名称 | |
| 2 | 補助事業の目的及び内容 | |
| 3 | 補助事業の完了予定期日 | 令和 年 月 日 |
| 4 | 交付申請額 | 円 |
| 5 | 補助対象建築物の概要等 | 別紙1のとおり |
| 6 | 交付申請額の算出方法及び経費の配分等 | 別紙2のとおり |

別 紙 1（補助対象建築物の概要等）

1 補助対象建築物の概要

建築物の名称			
所在地	地名地番		
	住居表示		
延べ面積	m ²	対象床面積	m ²
建築面積	m ²	階 数	地上 階 地下 階
構 造	造 一 部 造		
用 途	☐ 耐震化促進建築物 (主要用途：)		
	☐ 要緊急安全確認大規模建築物 (主要用途：)		
建築確認	新築 年 月 日 第 号	増築等 年 月 日 第 号	
検査済証	新築 年 月 日 第 号	増築等 年 月 日 第 号	

2 緊急輸送道路閉塞建築物又は耐震化促進建築物の要件

耐震改修促進計画への位置付け	☐ 川口市建築物耐震改修促進計画において、緊急輸送道路として位置付けられていること ☐ 重点23路線(国道122号線)であること	
緊急輸送道路の閉塞	道路名：	幅員：
閉塞状況	閉塞する部分の高さ (m) $\geq$ 閉塞する部分から前面道路の境界線までの水平距離 (m) + 前面道路の幅員に応じた数値※ (m)	

3 添付書類

- (1) 現況写真
- (2) 案内図等（事業を行う土地の区域及び建築物の位置等を表示すること）
- (3) 現況配置図及び現況平面図（補助対象建築物について、建築確認年月日、面積、補助対象部分を明示すること。）
- (4) 関係図面（配置図、平面図、立面図、断面図、建築設備図及び昇降機等）
- (5) 補助対象部分が昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたことを証する書類
- (6) 昭和56年6月1日以降の増改築の状況を証する書類
- (7) 建築物の所有者等であることを証する書面（登記事項証明書）
- (8) 建築物の所有権を有する者全員の同意を得たことを証する書面（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第3条に規定する区分所有者の団体からの申請の場合を除き、補助対象建築物が共有物である場合に限る。）
- (9) 区分所有者の集会等において、当該事業を実施する決議がなされたことを証する書類（区分所有法第3条に規定する区分所有者の団体からの申請の場合に限る。）
- (10) 事業費欄の根拠となる書類（2者以上の見積書、積算書等）

川口市既存建築物耐震改修等補助金交付要綱

- (11) 緊急輸送道路閉塞建築物又は耐震化促進建築物の場合においては、当該建築物の各部分の高さ並びにその敷地に接する道路の位置、幅員及び高さが確認できる立面図等
- (12) 耐震診断結果報告書の写し（建替えの場合は、耐震診断の結果 I_s 値が概ね 0.3 未満であることを証する書類）
- (13) 耐震診断が耐震判定委員会等の評価を得たものであることを証する書類の写し
- (14) その他市長が必要と認める書類

1 補助対象事業費の算出

事業費（ア）		円
補助対象床面積（イ）		m ²
面積限度額単価（ウ）		3, 3 0 0 円/m ²
面積限度額（エ） （エ）＝（イ）×（ウ）		円
建 替 の 場 合 の み 記 入	耐震建替工事費用予定額（オ）	円
	設計料率（カ）	%
	設計料率限度額（キ） （キ）＝（オ）×（カ）	円
耐震改修設計・建替設計に要する費用（補助基本額）（オ） （ア）、（エ）又は（キ）のうち少ない額		円

（注 1）面積限度額単価は、3, 300 円/m²とすること
（注 2）設計料率は、別表をもとに記載すること（ただし、耐震改修設計の場合は記載不要）

2 交付申請額の算出方法及び経費の配分 （単位：円）

項 目		事業費	A 補助基本額	補助率	B 交付申請額
耐震改修設計・建替 設計にかかる費用				2 / 3 （C）	
				D（補助限度額） 円	
				申請額 C 又は D の少ない額	
総 計	交付申請額				
	変更増△減額				

（注 1）A は、1（オ）欄の金額を記載すること
（注 2）変更申請の場合には、変更前の記載内容を上段（ ）書きすること
（注 3）D は要緊急安全確認大規模建築物の場合には「13, 000, 000 円」、耐震化促進建築物の場合は「なし」とすること
（注 4）交付申請額は千円未満を切り捨てること

別 表（提出不要）

設計料率表

工事費区分 【単位：百万円】	～100	500	1,000	2,000	3,000	5,000	10,000	25,000～
設計料率 （基本設計） 【単位：％】	2.81	1.93	1.64	1.39	1.27	1.12	0.96	0.77
設計料率 （実施設計） 【単位：％】	11.11	7.34	6.16	5.18	4.66	4.11	3.44	2.74
設計料率 （基本設計、実施設計） 【単位：％】	13.92	9.27	7.80	6.57	5.93	5.23	4.40	3.51

（注１）工事費の中間区分については、直線的補完により料率を定めること。この場合における料率の端数は、小数点第３位以下を切り捨てること

令和 年 月 日

補助金交付申請書

(耐震改修工事・建替工事事業、除却工事事業)

(あて先)
川口市長 殿

施行者 郵便番号
住 所

氏 名
電 話

令和 年度の耐震改修工事・建替工事事業、除却工事事業について補助金の交付を受けたいので、川口市既存建築物耐震改修等補助交付要綱第5条第3項の規定により、関係図書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 建築物の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の完了予定期日 令和 年 月 日
- 4 交付申請額 円
- 5 補助対象建築物の概要等 別紙1のとおり
- 6 耐震改修事業の内容等 別紙2のとおり
- 7 交付申請額の算出方法及び経費の配分等 別紙3のとおり

別 紙 1 （補助対象建築物の概要等）

1 補助対象建築物の概要

建築物の名称			
所在地	地名地番		
	住居表示		
延べ面積	m ²	対象床面積	m ²
建築面積	m ²	階 数	地上 階 地下 階
構 造	造 一部 造		
用 途	☐ 耐震化促進建築物 (主要用途：)		
	☐ 要緊急安全確認大規模建築物 (主要用途：)		
	☐ マンション (住戸数：)		
建築確認	新築 年 月 日 号 第	増築等 年 月 日 号 第	
検査済証	新築 年 月 日 号 第	増築等 年 月 日 号 第	

2 耐震化促進建築物の場合の要件

耐震改修促進計画への位置付け	☐ 川口市建築物耐震改修促進計画において、緊急輸送道路として位置付けられていること ☐ 重点23路線(国道122号線)であること	
緊急輸送道路の閉塞	道路名：	幅員：
閉塞状況	閉塞する部分の高さ (m) ≥ 閉塞する部分から前面道路の境界線までの水平距離 (m) +前面道路の幅員に応じた数値※ (m)	

3 添付書類

- (1) 現況写真
- (2) 案内図等（事業を行う土地の区域及び建築物の位置等を表示すること）
- (3) 現況配置図及び現況平面図（補助対象建築物について、建築確認年月日、面積、補助対象部分を明示すること。）
- (4) 関係図面（配置図、平面図、立面図、断面図、建築設備図及び昇降機等）
- (5) 補助対象部分が昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたことを証する書類
- (6) 昭和56年6月1日以降の増改築の状況を証する書類
- (7) 建築物の所有者等であることを証する書面（登記事項証明書）
- (8) 建築物の所有権を有する者全員の同意を得たことを証する書面（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第3条に規定する区分所有者の団体からの申請の場合を除き、補助対象建築物が共有物である場合に限る。）
- (9) 区分所有者の集会等において、当該事業を実施する決議がなされたことを証する書類（区分所有

法第3条に規定する区分所有者の団体からの申請の場合に限る。）

- (10) 事業費欄の根拠となる書類（2者以上の見積書、積算書等）
- (11) 緊急輸送道路閉塞建築物又は耐震化促進建築物の場合においては、当該建築物の各部分の高さ並びにその敷地に接する道路の位置、幅員及び高さが確認できる立面図等
- (12) 耐震診断結果報告書の写し（建替えの場合は、耐震診断の結果 I_s 値が概ね0.3未満であることを証する書類）
- (13) 耐震診断が耐震判定委員会等の評価を得たものであることを証する書類の写し
- (14) 耐震改修設計結果報告書の写し（耐震改修工事の場合）
- (15) 耐震改修設計が耐震判定委員会等の評価を得たものであることを証する書類の写し（耐震改修工事の場合）
- (16) 耐震改修設計図（耐震改修工事の場合）
- (17) 建替工事に係る建築基準法第6条第1項に規定する確認済証及び確認申請書の写し（建替工事の場合）
- (18) 省エネ基準に適合することが確認できる書類（建替工事の場合）
- (19) その他市長が必要と認める書類

別紙２（建築物の耐震改修工事・建替工事事業、除却工事事業の内容等）

１ 建築物の耐震改修事業の内容

（１） 改修等工事の内容

①改修等工事の区分

☐ 耐震改修工事	☐ 建替工事	☐ 除却工事
---------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

（注）上欄のいずれかを選択し、選択した工事区分に応じ以下に概要を記入

② 耐震改修工事

柱・壁の改修	部位	箇所数等	補強・増設・改善等の概要
補 強	柱	本	
	壁	m	
増 設	梁	本	
	その他（ ）	m	
構造耐力上主要な 部分の改修	柱	本	
	壁	m	
	梁	本	
	その他（ ）	m	
	配置の状況		
	靱性を保つための措置		
非構造体、建設設備等 の改修（支持構造部と の緊結方法）	接合部の措置		
	基礎の状況		
	さび止め、防腐、防蟻のための措置		
	その他		
エレベーターの補強		箇所	
その他			

③ 建替工事（建替後の建物の概要）

建物用途		構造・階数	
建築面積		延べ面積	

④ 除却工事

除却後の予定	
--------	--

（２） その他特記事項

--

別 紙 3 (交付申請額の算出方法及び経費の配分等)

1 補助対象事業費の算出

事業費 (ア)	円
補助対象床面積 (イ)	m ²
面積限度額単価 (ウ)	円/m ²
面積限度額 (エ) (エ) = (イ) × (ウ)	円
耐震改修工事・建替工事に要する費用(補助基本額) (オ) (ア) 又は (エ) の少ない額	円

2 交付申請額の算出方法及び経費の配分

(単位：円)

項 目	事業費	補助基本額	補助限度額
耐震改修工事・ 建替工事 にかかる費用			算定 A：補助基本額 × 補助率【 】 (注 3) = 【 】 円
			算定 B：【 】 円 (注 4) － 耐震改修 (建替) 設計事業補助額 = 【 】 円 (注 5)
			A 又は B の少ない額 【 】 円 (注 6)
総 計	交付申請額		
	変更増△減額		

(注 1) 補助基本額は、1 (オ) 欄の金額を記載すること

(注 2) 変更申請の場合には、変更前の記載内容を上段 () 書きすること

(注 3) 補助率は、要緊急安全確認大規模建築物及びマンションの場合には「23%」、耐震化促進建築物の場合には「2/3」とすること

(注 4) B. 【 】 円には、要緊急安全確認大規模建築物の場合には「13,000,000 円」、耐震化促進建築物の場合には「なし」、マンションの場合には住宅の戸数に 45 万円を乗じた額 (その額が 4,500,000 円を超える場合は 4,500,000 円) とすること

(注 5) 【 】 円は耐震化促進建築物の場合は「なし」とすること。

(注 6) 【 】 円は耐震化促進建築物の場合は、A の額を記載すること。

(注 7) 交付申請額は千円未満を切り捨てること

令和 年 月 日

全体設計（変更）承認申請書 ()

(あて先)
川口市長 殿

施行者 郵便番号
住 所

氏 名
電 話

既存建築物耐震改修等補助事業について、下記のとおり（変更）承認申請を受けたいので、
関係書類を添えて、申請します。

記

- 1 建築物の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 事業年度及び年度ごとの事業費 別紙のとおり
- 4 事業完了の予定期日 令和 年 月 日

() 内は耐震診断事業、耐震改修設計・建替設計事業、耐震改修工事・建替工事事業、除却工事事業のいずれかを
記入する。

別 紙

全 体 設 計 表

事業区分	事業費（千円）			備考
	全体計画	年度別計画		
		年度	年度	
耐震診断				
耐震補強設計・ 建替設計				
耐震改修工事・ 建替工事 除却工事				

（添付図書）

1. 位置図、配置図、平面図、工程表等

令和 年 月 日

中間検査申請書

（あて先）
川口市長 殿

施行者 郵便番号
住 所

氏 名
電 話

令和 年 月 日付 第 号で補助金交付決定通知を受けた事業について、川口市既存建築物耐震改修等補助金交付要綱第9条第1項の規定により、中間検査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 検査内容

2 検査予定日 令和 年 月 日

添付書類 中間検査を行う箇所がわかる図面

令和 年 月 日

補助金交付変更申請書 ()

(あて先)
川口市長 殿

施行者 郵便番号
住 所

氏 名
電 話

令和 年 月 日付 第 号で補助金交付決定通知を受けた、事業の補助金について変更交付を受けたいので、川口市既存建築物耐震改修等補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 建築物の名称

2 変更を必要とする理由と変更の概要

3 補助事業の完了予定日 令和 年 月 日

4 補助金交付申請変更額

交付決定額 円

交付変更申請額 円

差額増△減額 円

5 添付書類 (別紙のとおり)

(注) 交付変更申請書の算出方法等は、すべて補助金交付申請書の様式を準用する。

なお、添付図面等は変更に係る部分のみを添付し、変更後の図面に変更前の内容を赤書きで明記すること。

() 内は耐震診断事業、耐震改修設計・建替設計事業、耐震改修工事・建替工事事業、除却工事事業のいずれかを記入する。

令和 年 月 日

事業内容の変更報告書 ()

（あて先）
川口市長 殿

施行者 郵便番号
住 所

氏 名
電 話

令和 年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定通知を受けた標記事業については、次のとおり内容を変更したので、川口市既存建築物耐震改修等補助金交付要綱第10条第2項第1号の規定により、関係書類及び図書を添えて報告します。

- 1 建築物の名称
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 関係書類及び図書（別紙のとおり）

（注）内容の変更に伴って金額の移動がある場合には、すべて補助金交付変更申請の様式を準用する。

なお、添付図面等は変更に係わる図面のみ添付し、変更後の図面に変更前の内容を赤書きで明記すること。

（ ）内は耐震診断事業、耐震改修設計・建替設計事業、耐震改修工事・建替工事事業、除却工事事業のいずれかを記入する。

令和 年 月 日

事業中止（廃止）承認申請書 ()

(あて先)
川口市長 殿

施行者 郵便番号

住 所

氏 名

電 話

令和 年 月 日付 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた、
令和 年度建築物耐震改修等補助事業について、次により当該事業の を中止
(廃止) したいので、川口市既存建築物耐震改修等補助金交付要綱第11条の規定により、
関係図書を添えて申請します。

1 建築物の名称

2 中止（廃止）を必要とする理由

3 中止（廃止）に係わる事業の内容及び金額（別表）

交付決定額 円

中止申請額 円

差し引き額 円

4 工程表

5 添付書類

(1) 補助金交付申請書及び交付決定通知書の写し、補助金受け入れ調書等

(注) [] 内には全部又は一部の別を記入する。

() 内は耐震診断事業、耐震改修設計・建替設計事業、耐震改修工事・建替工事事業、除却工事事業のいずれかを記入する。

川口市既存建築物耐震改修等補助金交付要綱
別 表

項 目	補助対象事業に要する費用		補助率	補 助 金		備 考
	当 初 額	中止申請額		交付決定額	中止申請額	
合 計						

令和 年 月 日

完了期日変更報告書
()

(あて先)
川口市長 殿

施行者 郵便番号
住 所

氏 名
電 話

令和 年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を受けましたが、同通知に付された完了期日には、次の理由により事業の完了が困難となったので、川口市既存建築物耐震改修等補助金交付要綱第12条の規定により、報告します。

- 1 建築物の名称
- 2 交付決定通知に付された完了期日 令和 年 月 日
- 3 変更すべき事業の完了予定期日 令和 年 月 日
- 4 変更の事由

5 事業実施状況表

項 目	事業費	契約済 事業費	契 約 年月日	契約工期	当初の完了 期日までの 出来高	備考
	円	円			%	
計	円	円			%	

- 6 工事工程表
- 7 参考資料 写真等工事の進捗状況を把握できるもの

()内は耐震診断事業、耐震改修設計・建替設計事業、耐震改修工事・建替工事業、除却工事業のいずれかを記入する。

令和 年 月 日

完了実績報告書 ()

(あて先)
川口市長 殿

施行者 郵便番号
住 所

氏 名
電 話

令和 年 月 日付 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた事業が完了したので、川口市既存建築物耐震改修等補助金交付要綱第15条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 建築物の名称

2 補助金の交付決定額及び精算額

交付決定額	円
交付金精算額	円

3 補助事業の実施期間

自	令和	年	月	日
至	令和	年	月	日

4 添付書類

- (1) 関係図面(配置図、平面図、立面図、断面図及び建築設備図等)
- (2) 補助対象事業にかかわる契約書の写し
- (3) 領収書の写し
- (4) 耐震診断結果報告書の写し(第4条第1項の場合)
- (5) 耐震診断が耐震判定委員会等の評価を得たものであることを証する書類の写し(第4条第1項の場合)
- (6) 耐震改修設計結果報告書の写し(第4条第2項の場合)
- (7) 耐震改修設計が耐震判定委員会等の評価を得たものであることを証する書類の写し(第4条第2項の場合)
- (8) 耐震改修設計図(第4条第2項の場合)
- (9) 耐震改修(建替)工事及び除却工事完了写真(第4条第3項の場合)
- (10) 連絡者リスト(設計業者又は工事監理者、工事請負業者等)(第4条第3項の場合)
- (11) その他参考となる資料

()内は耐震診断事業、耐震改修設計・建替設計事業、耐震改修工事・建替工事事業、除却工事事業のいずれかを記入する。

川口市既存建築物耐震改修等補助金交付要綱
別 紙

1 支払い内訳書

(単位：円)

項 目	契 約		請負 業者名	支 払		備 考
	年月日	金 額		年月日	金 額	
合 計						

2 補助金受入調書

補助金交付決定額		補 助 金 受 入			
年月日	金 額 (円)	年月日	金 額 (円)	累 計 (円)	適 用
合 計					

3 事業実施状況

項目種別	計 画	完 了	着手年月日	完了年月日	備 考
	棟	棟			

(注) 項目種別欄には、耐震診断、耐震改修(建替)設計、耐震改修(建替)工事又は除却工事のいずれかを記入すること。

令和 年 月 日

補助金交付請求書
()

(あて先)
川口市長 殿

施行者 郵便番号
住 所

氏 名
電 話

川口市既存建築物耐震改修等補助金交付要綱第17条の規定により、次のとおり請求します。

金額 円
ただし、令和 年 月 日 第 号に基づく補助金

振込先金融機関	金融機関名	銀行 支店
	口座番号	普通 ・ 当座
	フリガナ	
	口座名義人	

補助金交付決定額		円
内 訳	既 受 取 額	円
	今 回 請 求 額	円
	残 額	円

()内は耐震診断事業、耐震改修設計・建替設計事業、耐震改修工事・建替工事事業、除却工事事業のいずれかを記入する。

別 紙 補助金請求額算出表

(単位：円)

[illegible]